

(別紙2) 配慮願い等の提出の流れ

対応	沖縄県教育庁(県立学校教育課)	高等学校長	中学校長
確認事項		○合理的配慮について校内で共通理解を行っておくこと。	○「個別的教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成し、日頃から適切な支援、配慮を行うこと。 ○別紙1(配慮の具体例)に記載のない配慮を希望する場合や気になる点がある場合、県立学校教育課に事前に連絡し状況等を確認、説明等を行う。
10月末日	(2)配慮願い受付 受信したファイルを確認した後、県立学校教育課「受付日」と「受付番号」を中学校へ連絡。(メールで連絡)	Openアカウントでログインし、Microsoft Formsで送信(郵送は不要) ①～③は全申請者分を1つのpdfファイル! ④はExcelファイルのまま! →上記ファイルをMicrosoft Formsにて、アップロード	(1)配慮願を取りまとめ、Microsoft Formsで県立学校教育課へ提出(※:10/30) ①「障害のある生徒の学力検査等に際しての配慮願い書」(参考様式1) ②診断書等の原本(もしくは写し)(各種知能検査結果等も含む)、もしくは身体障害者手帳等の写し ③その他必要な書類(「個別的教育支援計画」等の写し) ④「学力検査等に際しての配慮希望者名簿」(県立学校教育課あて) ※①～③の紙文書については、出願時に提出するので中学校で保管。
11～12月	(3)配慮審査 ↓ 審査・検討上、必要であれば中学校・高校へ問い合わせ		
12月下旬	(4)配慮可否通知 ⑤「配慮可否通知一覧」 ⑥「学力検査等に際しての配慮可否通知」 志願先高校で対応する配慮の種類や人数等において、検査会場・施設等の確認が必要な場合は、当該校へ情報提供。	(5)配慮可否受け取り ↓ (6)配慮希望者へ連絡 ※⑥については、出願時に必要になるので、出願まで中学校で保管。 疑義等がある場合は、県立学校教育課へ問い合わせ	
出願時		(8)志願書類受付 ↓ (9)出願状況の報告(メール)(※:2/17) ⑧配慮を希望する生徒の出願について(エクセルファイル)	(7)配慮願提出(志願書類とあわせて志願先高校へ提出) ①「障害のある生徒の学力検査等に際しての配慮願い書」(参考様式1)(原本)(※県立学校教育課受付番号等を記入すること) ②診断書等の原本(もしくは写し)(各種知能検査結果等も含む)もしくは身体障害者手帳等の写し ③その他必要な資料(「個別的教育支援計画」等の写し) ⑥「学力検査等に際しての配慮可否通知」(写し) ⑦「学力検査等に際しての配慮希望者名簿」(県立高等学校長あて) ※①について、志願先高校に変更がある場合は、※印欄に高校名等を記入。
再出願翌日まで	(10)出願状況の確認		
選抜準備		(11)配慮措置の準備 ・配慮等について、確認上必要がある場合は県立学校教育課へ連絡・調整。 ・配慮実施にあたって、確認上必要がある場合は中学校へ連絡・調整。	・配慮等について、確認上必要がある場合は、高校へ連絡・調整。
選抜時		(12)学力検査等における配慮措置の実施	

○「帰国子女等の学力検査等に際しての配慮願い書」(参考様式2)についても、上記の手続きを準用する。

○県外および海外の中学校においては、Microsoft Formsでの申請はできませんので、県立学校教育課へお問合せください。